

第 18 日目（9 月 17 日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。また、雪国新聞より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書、日程第 2、陳情第 2 号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情、以上 2 件を一括議題とします。

2 件について、総務文教委員長・塩川裕紀君の審査報告を求めます。

総務文教委員長・塩川裕紀君。

○塩川総務文教委員長 おはようございます。それでは、総務文教委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和 2 年 8 月 31 日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、南魚沼市議会会議規則第 110 条並びに第 143 条第 1 項の規定により報告します。

審査の状況であります。期日、令和 2 年 9 月 4 日金曜日、委員の出席状況、出席者 7 名、全員出席であります。議長からも出席をいただきました。

請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

陳情第 2 号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、審査報告を終わります。

○議 長 2 件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書に対する討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書は、委員長の報告のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

○議 長 陳情第2号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

陳情第2号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、陳情第2号は採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第3、第96号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、及び日程第4、第98号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

2件について、産業建設委員長、塩谷寿雄君の審査報告を求めます。

産業建設委員長・塩谷寿雄君。

○塩谷産業建設委員長 おはようございます。今ほどありました2件について説明させていただきたいと思っております。

9月3日木曜日、委員全員で審議に入りました。資料に基づき上下水道部長また課長から説明をいただきました。当日は多くの議員の皆様から傍聴に来ていただいてありがとうございました。質疑のほうも委員長、副委員長を除く全員から活発な質疑が行われました。

討論に入り、反対討論が1名、賛成討論が1名で、第96号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、賛成多数で委員会では採決いたしました。

続きまして、第98号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定についてであります。こちらのほうも資料に基づき説明がありまして、活発な質疑等が行われました。こちら

のほうも討論に入り、反対討論が1名、賛成討論が1名で、賛成多数ということで採決になりました。

また、今後、水道ということでは、上田のほうで、今、井戸を掘っていますけれども、高いほうから水源を作っていくということでもあります。また、産業建設委員会としても調査をしていくことでもあります。よろしくお願いいたします。

○議 長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第96号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案の可決及び認定に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第96号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対の立場で討論を行います。

昨年の消費税増税に合わせて料金改定が行われ、県下一高い水道料金がさらに値上げされました。こうした中、地域経済は昨年の消費税増税に加え、今年の冬の異常少雪、さらに深刻な影響を受けているコロナ禍と深刻な事態が広がっています。こうした下で、県下一高い水道料金の引下げは、多くの市民の切実な願いです。平成30年度から基本料金の減免が行われ、現在は220円減免されていますが、県下一の汚名返上には程遠い金額です。隣り合う湯沢町や魚沼市の2倍近い水道料金を払い続けなければならないのは、あまりにも理不尽です。

今回の決算では、退職給付引当金を繰り戻してかろうじて黒字を確保していることから、大変厳しい経営内容であることは理解できますが、引下げが必要です。この高料金の根本原因が、畔地浄水場を中心とする過大投資にあったことは明らかです。平成30年度に見直した経営戦略では、料金引上げは盛り込まれていませんが、引下げに向けた明確な方向を示していくべきだと考えます。

また、いつも指摘していることですが、料金体系も問題です。県内の多くの自治体では、口径別の基本料金に1立方メートル当たりの使用料を加算する方式になっています。基本料金で比べると、魚沼市の3倍近い料金です。10立方メートルに満たない利用者も大勢いるわけで、こうした社会的に弱い立場の皆さんへの配慮も必要ではないでしょうか。これらの点から、令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について反対します。

○議 長 次に、原案の可決及び認定に賛成者の発言を許します。

3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 それでは、第96号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定に対しまして、南魚みらいクラブを代表し、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどの反対討論では、水道料金の引下げと、そのための水道料金減のための方向性ビジョン、そして水道料金体系の見直しを指摘しておりました。ご指摘のとおり、水道料金の引下げは市民の願いであると思います。

しかしながら、現状は給水原価 260 円に対して、供給単価は 238 円と、供給単価が給水原価を 22 円下回るという逆ざやが要因で、令和元年度の本業である給水収益の営業損失は 1 億 8,693 万円の損失でございます。その状況下で水道料金を引き下げて、どう経営を安定させて持続的に市民へ水道を供給できるかを、反対討論では明確にしておりませんでした。ましてや、他の市や町と比較しておりますが、それぞれの自治体で状況や課題は異なるもので、水道料金だけを取り上げて指摘するのはナンセンスであると考えます。

この逆ざやの改善には、給水収益の確保と給水経費の縮減の取組が必要となりますが、現状は人口減少による給水人口の減少と節水型社会への移行により、水事業の伸びが期待できず、ましてや水道料金を値上げし、市民への負担をこれ以上課せるわけにはいかないため、給水収益のアップは厳しいものと考えます。

加えて、一般会計繰入金についても、国の算定基準の見直しによる高料金対策分の皆減、水源開発や広域化対策分の皆減で大幅に収益減となりました。これを受けて総収支の見込みは、令和 6 年度以降、経常損失が拡大し、内部留保資金も令和 6 年度には 13 億円程度まで減少してしまう見通しであります。

その上で、改訂経営戦略に基づき、将来的な地域別水源方式への転換を目指し、上田地区の水源井戸の開発に着手し、水質及び水量について確保できる見込みを得ることができました。

併せて浄水場の維持管理経費の縮減を図るために、2 系列運転から 1 系列運転への転換を目指し、必要な修繕工事も実施し、浄水場の将来的な規模や施設の在り方等も検討を進めております。

また、水道料金体系についても現在、検討を加えているところでございます。財政的には企業債償還金の減などにより、収入不足額は縮小傾向になり、令和 7 年度以降、内部留保資金は回復傾向となり、水道事業全体では大きな資金不足とはならない見込みとなっております。

反対討論ではビジョンが明確ではないとのご指摘でございましたが、このように市民生活の負担をできる限り軽減することを考え、併せて持続的に市民へ水道を安定供給できるように、平成 38 年度までの経営基盤の安定と財政マネジメントの向上に向かって、明確な水道事業経営戦略ビジョンをこのようにしっかりと示しており、それに基づき具体的に現在、取り組んでおるところでございます。

このように厳しい状況の中、未来を見据え、市民のことを思い、精一杯の努力をしており、また議会で承認された予算に対し適正に執行された決算であると評価し、今後も市民に安全で良質な水を安定して供給するために、より一層の健全経営のための努力を期待し、本決算に賛成するものであります。どうか、多くの皆様からのご賛同をいただきますようお願いい

たします。

○議 長 次に、原案の可決及び認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案の可決及び認定に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、未来創政会を代表して令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

南魚沼市の水道料金は、ほかの自治体に比べて高額であることは周知の事実であり、この点は今後、大きく改善しなければならない課題です。

最近、私は飲用の水を全て湧き水に替えてみたところ、いかに水が人間の生活にとって大切かということを感じています。その水も、将来的な地域別水源方式の転換を目指して、上田地区の水源井戸の開発に着手し、災害時にも強い環境を手に入れようとする姿勢は評価に値します。また、水質の向上を見込めることなどを含め、ほかの地域での地域別水源方式の開発に期待をしています。

しかしながら、南魚沼市の水道事業は、三国川ダムを利用した水道水の配水に頼っていることも事実であるため、畔地浄水場の価値はいまだに高く、今後10年の延命化をする必要があります。その対応をしたということによって、安心した生活の確保に励んでいる点も評価できます。その浄水場の運転方式も変更し、維持管理経費の削減に励んでいることも今後、継続してもらい、さらなる経費削減に期待ができます。

経営面では基本料金を減免し、経営利益でも高料金対策分の皆減により、一般会計から補助金が大きく減少したということも、昨年度比11%減となっていることから、今後さらに経営改善を求めていきたいと考えております。

各施設などのアセットマネジメントや水道料金をいかにして値下げをしていくかという議論を活発に行い、市長公約の水道料金の値下げを今後も市民が生活面で感じることもできる額まで、進めてもらえることを期待しています。

市民の生活を、安心・安全を最優先して考えている姿勢であることは強く感じます。また、料金収納管理等の民間委託を行い、経費や職員数を削減していこうというビジョンを、前向きに経営努力をしていこうという姿勢の表れであると考えています。

今後の課題として、先ほども申し上げたとおり、災害時の緊急水源の確保を目指して、新設改良をするという計画が求められます。また、令和元年度の現有資産の総点検をし、結果を詳細に分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない深井戸による水道水の確保などを進める必要があります。また、漏水による無駄な支出も抑えるための調査、修繕を行うことも求められます。

これらを複合的に考えるならば、令和元年度の水道事業会計決算は評価に値します。今後の水道事業会計においても多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものとしてほしいと強く要望して賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議 長 次に、原案の可決及び認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案の可決及び認定に賛成者の発言を許します。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 議長から許されましたので、市民クラブを代表して第96号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

令和元年度の水道事業会計は、改訂経営戦略に基づき、畔地浄水場の延命対策に向けた設備修繕や更新を進め、将来的な地域別水源方式への転換を目指し、上田地区の水源井戸の開発に着手するとともに、災害時の避難所でもある学校や病院の管路の耐震化や老朽管の更新工事の継続にも取り組むなど、改訂経営戦略に向け、着実に動き始めた1年でした。

しかし、有収水量の減少の傾向は、給水人口の減少や節水機器の普及などにより、今後も続く見込みであり、給水原価と供給単価の逆ざやも拡大しているなど、厳しい経営環境にあることも事実です。

しかし、反対討論にあるような水道料金の値下げも重要な課題ではありますが、指摘のあった口径別料金への移行についても、既に検討中ということで、この委員会での報告もございました。そして、それと同じように、市民の生活を守る観点から、最も重要なライフラインの一つでもある水道事業の安全性の確保と継続性の確保については、最優先で担保する必要があります。

今後は将来を見据えた計画的な施設更新や管路布設替え等により、資本的収支の不足額の縮減も課題となりますが、企業債償還金は減少傾向にあり、内部留保資金についても令和7年度以降は増加傾向の見込みとなっており、今決算内容にも見られるように、着実な改訂経営戦略に基づく地域別水源方式の実現に向けた取組を進めることで、市民の最も基本的なライフラインである水道事業の安定と継続の実現に向けた取組を、積極的に進めた決算内容であり、多くの議員の皆さんからこの決算認定に賛成いただくようお願いし、賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○議 長 次に、原案の可決及び認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案の可決及び認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決及び認定です。

第96号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 96 号議案は、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議 長 第 98 号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第 98 号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論を行います。

南魚沼市の下水道事業が企業会計に移行して、最初の決算です。大変厳しい決算と言わなければならないと思います。市の一般会計からの繰入れ 17 億 5,300 万円に加え、国や県からの補助金でようやく 8,477 万円の利益を計上しています。繰入金の中には基準外繰入れも含まれており、これがなくなるようならたちまち赤字に転落してしまいます。

また、昨年の予算審議の際にも触れましたが、資本金の少なさとその信憑性です。当初は貸借対照表で資本金の額はわずか 8,369 万円でした。その後、9 月補正で 15 億 2,489 万 4,000 円に改められましたが、今回の決算書では 14 億 7,195 万 3,000 円となっています。委員会後、説明がありましたが、心配な点です。

また、資産の増減を見ますと、有形固定資産、無形固定資産、合わせて年間増減で 11 億 431 万円の減となっていますが、企業債の減は 9 億 3,515 万円と資産の減に追いついていません。一般会計からの出資金によって資本合計で増額となっていますが、ここでも一般会計からの繰入金頼みが明らかになっています。

そして、予算審議の際にも触れましたが、固定資産の中には農業集落排水の処理施設が相当の金額 15 億円以上含まれています。これは既に使われなくなったか、今後使われなくなる施設です。資本金が少ない中で、遊休施設 10 数億円を抱えていかなければなりません。昨年からは改善したとはいえ、実質的には債務超過に近い状態に変わりはないのではないのでしょうか。これは水道事業会計が畔地浄水場への過大な投資によって、高料金から抜け出せない状況と同じではないのでしょうか。

一般会計からの繰入金と国、県の補助金で何とか黒字を確保していますが、本業の収入をはるかに超える繰入金が今後も続いていく保証があるのでしょうか。今でも高い料金がさらに上がることがないか心配になります。

以上、財務上の懸念を指摘して、下水道事業会計決算への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 議長から許されましたので、市民クラブを代表いたしまして、第 98 号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

下水道事業は年度ごとの経営成績を明らかにすることで一層の事業の効率化を図るため、令和元年度より地方公営企業法の全部適用とし、地方公営企業に移行をしました。

しかし、人口減少による水道の有収水量の減少等もある中、収益的収支では企業会計初年度において純利益は出したものの、営業収益で営業費用を賄うには今後も厳しい状況が続くものと思われます。また、流動比率が低いことから内部留保資金の確保にも努めなければなりません。これらの厳しい状況の改善に向け、水洗化率の向上や未収金対策、マンホール蓋更新事業等の不明水対策に取り組むとともに、下水道事業の一層の効率化に向け、農業集落排水事業の公共下水道への編入事業等を精力的に進めています。

公共下水道への編入事業では、既に大巻、三用北部、三用南部については編入を終え、令和2年には五十沢地区の編入を予定するなど、事業は順調に推移していますし、令和元年度は大和処理区の流域下水道への編入についても、県からおおむねの同意を得るなど、一層の効率化に向けた事業は、着実に進展しています。

このように厳しい経営状況の中ではありますが、積極的な経営努力を計画的に進めており、経営の効率化に向けた努力の跡が見て取れる決算内容となっています。

以上のことから、多くの議員の皆さんにこの決算認定に賛成いただくようお願いし、賛成討論といたします。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 それでは、第98号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定に対しまして、南魚みらいクラブを代表して賛成の立場で討論いたします。

令和元年度決算で8,477万円の純利益となり、資金は2,166万円増となりました。しかしながら、下水道の本業である営業損益は、営業収益10億4,422万円に対し、営業費用は28億860万円と17億6,438万円の損失でありましたので、反対討論のご指摘のとおり厳しい決算であると思っております。

また、これは企業会計移行によりまして、減価償却費20億2,739万円を費用として計上したことによりましてその損失は出ておりますが、下水道使用料は下水道を経営していく上の根幹となる自主財源でありますので、使用料を安定的に確保していくことが、これから求められております。その点につきましては、普及率は前年度比0.2ポイント、水洗化率は前年度比0.7ポイントとわずかではありますがアップしており、下水道接続促進に努めております。

また、農業集落排水の統合事業も順調に進捗しており、令和2年度秋には五十沢地区、令和3年度には中之島地区、令和4年度には城内地区と接続の見通しが立っております。不明水などは下水道経営を圧迫する一因となるため、マンホール蓋更新事業を始め、雨水管線改修事業、浄化槽市町村整備推進事業など、建設改良事業にも積極的に取り組んでいるところでございます。さらに汚水処理のさらなる効率化と経費の縮減のために、大和地区の流域下

水道への編入について新潟県と協議を進め、同意を得ることができております。

当年度は企業会計に移行して初めての決算でありましたが、議会で承認された予算に対し、適正に執行された決算であると評価し、今後は企業会計移行のメリットを生かし、事業経営の効率化を図り、良質な下水道サービスを安定的かつ持続的に提供するために、より一層の健全経営のための努力を期待し、本決算に賛成するものでございます。どうか多くの皆さんからのご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 未来創政会を代表して、令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定に賛成の立場で討論に参加いたします。

平成31年4月1日に地方公営企業法の全部適用によって、地方公営企業に移行した年として初めての決算です。特に企業会計での移行のメリットを生かし、事業経営の効率化を図っていました。特に令和元年度の主な改良としては、マンホール蓋の更新と浄化槽の整備事業が挙げられます。マンホールの更新によって雨水の流入を減少できるなどの改善が見られました。

下水道事業会計では今後、改善が必要と思われる部分は不明水の問題であり、その不明水の調査研究に関しても年々進んでいる。そのような点を含めて、改善に向けて動いている姿勢を高く評価したいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第98号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第98号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第5、第92号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第6、第93号議案 令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第7、第94号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、

日程第8、第95号議案 令和元年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、及び日程第9、第97号議案 令和元年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、以上5件を一括議題といたします。

5件について、社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長・中沢一博君。

○中沢社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の審査報告を行います。本委員会におきましては、決算審査で5件付託されました。それに基づきまして審査を行ったものであります。

期日でございますが、令和2年9月2日、委員出席状況7名全員でございます。議長からも出席いただきました。審査の内容でございますが、各々関係いたします執行部からの部長、課長、説明員から出席いただき審査を行ったものであります。本委員会に関しましては、先ほど申しましたように5件であります。時間の関係もありますので、簡潔に報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最初に、第92号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。この会計に関しましては、実質収支では1億4,090万円の黒字でありましたけれども、黒字になった原因につきましては、歳入では収納率の上昇、また県の特別交付金の増加にあります。収納率におきましては、8年連続上昇しております、現年度分で96.7%、滞納繰越分を含めて全体でも87.8%で、予算よりも7,280万円の増収となっております。

県の特別交付金が予算額よりも1,965万円増加しております。そしてまた基金の残高は、1億9,667万円になっております。今後、新型コロナウイルスの影響による所得の減少と新たな事象による影響など、予測不能な事態を抱えておりますけれども、そうした中、厳しい状況になるのではないかと予測しているところであります。

被保険者では、1万2,466人で前年度比2.7%、350人の減となっております。人口全体で見ますと、22.3%となっております。ゼロ歳から64歳までが466人減っており、また65歳以上では116人増えております。現実には被保険者の高齢化が進んでいるのがこの数字を見てもお分かりのとおりであります。これらの変化により、保険税収入は減少する方向で、保険給付費は上昇する傾向になると思われれます。

一般と退職を合計した1人当たりの給付費の上昇率は2.9%。平成30年度は5.8%で、魚沼基幹病院が開院したときの平成28年度では、上昇率は7%程度でありました。そういうことを考えますと、上昇傾向も鈍化していることが伺えるわけであります。

一方で、市全体の医療費につきましては、被保険者の減少により前年度に比べて金額で3,049万円、率で0.8%減少となっております。そしてまた、特定健診の受診率を見ますと、50.2%。平成30年度より0.6ポイント減少し、受診者の減少が続いております。

質疑におきましては、受診率の件、そして不納欠損の件、人間ドックの件、出産育児一時金の件、社会保険への移行、またジェネリック医薬品の件等々、質疑が行われました。そして、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で認定するものと

決定いたしました。

次に、第 93 号議案であります。令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について報告いたします。被保険者の状況は、令和 2 年 3 月末現在で 9,593 人、前年度より 63 人減少となっております。全人口の 17.2%、前年度比でプラス 0.2%となっております。令和元年度の保険料率では、所得割率で 7.4%、均等割額では 3 万 6,900 円で賦課徴収しております。これは変わっておりません。調定額で 2,228 万円、収納額で 2,258 万円の増、収納率は 99.7%で前年度と同率を維持しております。

保険給付の状況を見ますと、入院、入院外とも件数では減少しておりますけれども、1 件当たりの保険給付費は上昇しております。これは医療機関が整備されたことに加えて、診療報酬がプラスに改定されたことが考えられます。そうした中、ジェネリック医薬品の普及、薬価の引下げが行われました。そうした中で、保険給付費全体では 1 億 2,020 万円の増となっております。

質疑を行った後、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり認定されました。

次に、第 94 号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてであります。第 7 期介護保険事業計画では、被保険者が 23%となっておりますが、第 8 期計画では 24%、年々 1%上がっている状況で 24%を見込んでいるものであります。不納欠損の状況におきましては、令和元年度は 45 名の該当者がおりました。その処分理由は、やはり生活困窮が一番多いというのが理由になっております。特別養護老人ホームの待機状況でありますけれども、昨年度と変わらず 120 名から 150 名の待機者がおり、平均で 1 年 6 か月の待機期間が出ております。

そして、質疑に入りました。質疑ですけれども、特に今回は介護人材不足の職員及びケアマネージャーの件、そして特別養護老人ホームの 10 床増床計画の中で、稼働できない件に集中いたしました。委員会としても特別養護老人ホーム 10 床の稼働できない件につきまして、強く情報分析の願いを要望した次第であります。質疑の後、討論に入りました。討論はありませんでした。採決に移り、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定となりました。

第 95 号議案であります。令和元年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてであります。平成 30 年 4 月から完全無床診療所として外来診療、また健診事業などを行う診療所として運営しているわけであります。医師につきましては、所長をはじめ非常勤医師で対応しております。なかなか身近なかかりつけ医としての役割を果たすことができずに、外来患者数の増が見込めない状況になっております。そうした中で、経費の削減に努めておりまして、歳出ベースで 744 万円の減となっております。

質疑では、今後の運営について等の質疑がありました。その後、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定いたしました。

最後に第 97 号議案であります。令和元年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑では、経営状況における医師確

保の件、診療科目の件、そして機能強化型訪問看護ステーションの設置の件、大和病院の老朽化における修繕計画の件等々の質疑が行われ、その後、討論に移りました。

討論はなく採決の結果、全会一致で原案のとおり認定とすることに決定いたしました。
以上であります。

○議 長 5件を一括して、委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第92号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第92号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。令和元年度は10月の消費税10%への増税、雪のない冬に加えてコロナ禍と、市民の暮らしはこれまで経験したことのない苦境に立たされています。そうした中、国民健康保険加入者は全体では減少していますが、高齢者は増加しています。特に70歳以上の高齢者が増加しています。年金に頼る世代が増加していることとなります。

一方で、1人当たりの保険税は増加しています。そして、国民健康保険税は耐え難い負担になっています。協会けんぽに比べ1.5倍から2倍近い金額は、負担の限界を超えています。加入する健康保険制度によって負担が著しく変わるといえるのはいかがなものでしょうか。法の下での平等の観点からも、許されるものではないと考えます。

また、国民健康保険税の滞納によって、資格証や短期証が発行され、受診抑制につながっているとの報告もあります。コロナ禍の下では資格証の発行を取りやめるべきです。命にかかわる問題です。国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでとして、他の医療保険に加入できない人は、全て国民健康保険に加入することになっています。しかし、国民健康保険税が高過ぎて、最後のとりでとしての機能を果たせなくなっているのではないのでしょうか。

もう一点は、均等割、平等割です。特に均等割は、所得や年齢に関係なく頭割りで課税されるわけで、まさに人头税ともいえるべき性格のものです。生まれた途端に均等割が課税されます。当然ですが、他の保険制度にはありません。将来的には廃止していくべきものだと考えますが、子育て支援のためにも当面、子供だけでも減免していくべきではないのでしょうか。全国知事会も国に要請している1兆円の公費負担が実現すれば、均等割の廃止につながります。市としても強力に要請していくべきです。

以上、2点を指摘して国民健康保険特別会計への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

9 番・桑原圭美君

○桑原圭美君 未来創政会を代表いたしまして、第 92 号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

今年度の決算で着目したのは、保険税滞納者対策に対する成果であります。短期証及び資格証明書の交付に関して、平成 28 年度は 364 人、平成 29 年度が 290 人、平成 30 年度が 232 人、令和元年度 195 人、そして令和 2 年度の 8 月 1 日現在では 175 人と確実に減少しています。

歳入に関し、前年度と比較して滞納繰越分が 864 万円、収入未済額が 2,612 万円減少しており、納税相談の実施が成果に結びついているものと評価いたします。国民健康保険は国全体で考えた場合、負担の軽減措置を受ける世帯や無職者が、共に 6 割に届くかという状況下にあります。加えて、新型コロナウイルスの影響により収入が著しく減少する家庭が増加することが予想されます。

今後とも後発医薬品の推奨と病気の予防に市が積極的に関与し、保険給付費の抑制を図るとともに、収入が減少した世帯への温かいフォローを期待しまして、決算認定に賛成するものであります。多くの皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 おはようございます。それでは、第 92 号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、南魚みらいクラブを代表いたしまして賛成の立場で討論に参加いたします。

国民健康保険事業について令和元年度決算では、被保険者は 1 万 2,466 人で、前年度より 350 人減でございます。それに伴い、保険税の収入済額も 3,035 万円減少しております。決算額を見ますと歳入総額 55 億 1,120 万円、歳出総額 53 億 7,030 万円で、実質収支額は 1 億 4,090 万円の黒字であります。しかしながら、前年度実質収支の黒字額 1 億 8,172 万円を控除した単年度収支は、残念ながら 4,082 万円の赤字であり、厳しい経営環境の現実であります。

歳入における収納率は、毎年、継続的に改善し、収入未済額についても前年度比で改善しております。不納欠損については、昨年比 116 万円の増加ではありますが、これは厳しく関係法令により適切な処分をした結果であり、健全な運営が伺えるものであります。

歳出について、主となる保険給付は、前年度に比べ 3,171 万円減少しております。後発医薬品の推奨、特定健康診査等事業、人間ドック助成事業、医療費通知事業、健診での予防活動の推進など、市民の健康管理や生活習慣病の予防事業の展開が毎年、継続的に確実に実施されている取組の成果であります。大きく評価に値すると思えます。

以上のように、歳入歳出ともにきめ細かい管理を実施され、経営努力が感じられます。

しかしながら、依然として国民健康保険税の重圧感は大きいものがあります。また、市民の保険料の負担を軽減するために、一層の予防医療保険事業に市民と行政が一丸となって取り組んでいかなければなりません。

最後になりますが、南魚沼市の被保険者の命と健康を守り、被保険者の負担軽減と保険事業の改善に努めた令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定を評価して賛成討論いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

14番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は市民クラブを代表いたしまして、第92号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

国民健康保険制度の意義、重要性、そして今日的な就業構造、雇用形態などの社会変化での問題・課題については、毎年度この予算審議、決算審議の中で確認されているところですので、改めて細かな説明はいたしません。

そういう最後のセーフティーネットである国民健康保険制度の中で、先ほど反対者のほうからも話がありましたけれども、国民健康保険の加入者の負担感も限界に近いという現実から——このことは当局といたしますか、執行部のほうも承知しているわけでありましてけれども、そういう中で、南魚沼市は今まで基金の取崩しやそして平成26年度からは一般会計から法定外繰入れも行いながら、保険税の上昇を抑える努力をしてきました。

しかし、これは国民健康保険の構造的な問題もありまして、国民健康保険財政の厳しさは全国どこでも同じであります。そういう中で、平成30年度には全国の自治体の長年の懸案でありました国民健康保険財政の運営主体を、市から県へ移管するという、国民健康保険制度の大きな改革が行われたわけであります。

今決算の数字的なところは、委員長そしてまた前者の賛成者のほうから説明がありましたので省略いたしますけれども、そこで、国民健康保険制度の大改革を受けた2年目の令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計はどうであったか。国民健康保険加入者の負担感や国民健康保険財政の安定という面ではどうであったかというところが、重要だと思います。

その点まず、国においては平成31年度制度改正で、保険税賦課限度額の引上げもありましたが、保険税負担軽減対象者の拡大として2割軽減、5割軽減対象者の範囲拡充などもありました。さらに、医療費の適正化の努力に応える保険者努力支援制度を進めまして、努力、頑張りによって交付税に反映させ、被保険者と自治体の負担軽減も進めているところであります。

市においては、国民健康保険の運営主体が県に移り、県下平準化された中での国民健康保険制度の運用、安心・安全の確保は望むところではありますが、私は平準化の中での高水準という不安が、この制度改革の当初からありました。ありましたが、改革初年度の平成30年度

に若干の保険税引下げがあり、令和元年度も税率を据え置いた運営でありました。

また、その背景には先ほどの国の保険者努力の支援制度を受けて、庁内各課が連携して取り組み、8年連続の収納率の改善、ジェネリック医薬品の活用拡大、そして県下でも高い受診率の特定健診、特定保健相談をきちんと行ってきたということがあります。このことは大いに評価するところであります。

しかし、今後の保険給付の上昇での県への納付金増や、保険税収入の減などによる資金不足という懸念もされる中で、そういう事態に備えて令和元年度決算では、1億6,500万円を支払準備基金に積み立てたことも評価できることだと思います。

以上のことから、新制度移行2年目の令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算については、国民健康保険加入者の負担感の払拭とまではいかないまでも、保険税率の据置きと国民健康保険財政の安定という面では、精一杯の努力と実践が私は感じられたところであります。ただ、国民健康保険の構造的問題が解決されたわけではないために、まだまだ課題もあるわけですが、これは市単独では解決のつかないことも多く、引き続き国への制度見直しの取組も必要であることも加えまして、本決算認定については賛成をしたいと思います。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第92号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第92号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第93号議案 令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第93号議案 令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける希代の悪法と言われています。2008年の制度導入以来、度重なる保険料値上げは、高齢者の生活を圧迫しています。

今会計では前年度に比べ、1人当たり保険料は収納額で2,615円値上げされました。不納欠損額は42万円で23万円増加しています。収入未済額は303万円と7万円減少はしていますが、監査委員からも多額と指摘をされています。債権管理の強化で解決する問題ではありません。さらに、医療費窓口負担が引き上げられ、原則1割が2割負担となります。低所得者の医療保険料を最大9割軽減する特例措置も段階的に廃止されていきます。

日本共産党は差別と負担増の制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すべきという立場でございませぬ。年をとっても安心して医療が受けられる制度とするべきであります。

以上、反対討論といたします。

○議長 長 次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第93号議案 令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

本年度の決算額は、歳入総額5億4,377万円、歳出総額5億3,514万円、実質収支額は862万円の黒字、単年度収支では717万円の黒字であります。一般会計からの繰入金は1億3,100万円で、前年度より2,018万円減少しました。現年度分の収納率は99.7%で前年度と同じですが、滞納繰越分では33.0%から12.6%に下がっています。

保険料は一人ずつ年金からの天引きになりますが、年金額が少ない人や市税滞納者が後期高齢者になると、収納率が下がる傾向となっています。被保険者数の状況では、前年度より63人少なくなっています。これはちょうど戦時中の出征者が一時的に減少しているため、その傾向は一、二年程度続きますが、その後は団塊の世代が後期高齢者となり、急激に増える見込みとなっています。反対者の指摘どおり、この制度の今後については課題が残っているところだと思ひます。

平成20年度にこの制度が導入される前の働く家族の社会保険の扶養となり、75歳以上でも保険料を払わずに済んだ時代に比べ、少ない年金から保険料を天引きされてしまう後期高齢者の生活困窮に対しては、総合的な支援が必要と考えます。しかし、今後の社会動向から国による制度の見直しも予測されております。南魚沼市の令和元年度予算執行に対する決算については、市としてでき得る健全化の努力を認めるものであります。

市内の100歳以上の方が31人と聞きました。全国の平均寿命は、女性87.45歳、男性81.41歳と過去最高となりました。高齢になっても安心して生活できるよう、人間ドック、高齢者健診、歯科健診の受診者増加への取組と、健康推進員と連携した健康寿命を延ばす活動にも期待をして賛成討論といたします。

○議長 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 93 号議案 令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 93 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 94 号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第 94 号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

令和元年度介護保険特別会計決算の収入済額は 66 億 5,177 万円、支出総額 65 億 9,213 万円で差引き 5,964 万円の黒字となっていますが、単年度収支では 1 億 7,845 万円の赤字でした。その中で、保険給付費が確実に伸びていますが、対介護保険料との比率では平成 25 年度の 18.8%から令和元年度には 24%と上昇しています。これは保険給付費以上に保険料負担が増えていることを示すもので、お年寄りの暮らしを圧迫しています。

介護保険制度は 20 年前、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、実際には要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から保険あって介護なしと言われてきました。

特に特別養護老人ホームの待機者は当市でも増え続け、居宅介護ができない場合には他県に行かざるを得ない事態も生まれています。住み慣れた地で最期を迎えられないということは、深刻な事態です。これには施設整備の問題と併せ、マンパワー不足も事態を深刻にしている要因です。

市でも対応をしていますが、不足する人数が多過ぎて追いついていません。この原因の一つが劣悪な労働環境です。介護労働者の平均賃金は、全産業平均を 10 万円も下回っています。こうした低賃金と長時間過密労働の蔓延によって、介護現場は深刻な人手不足に陥り、それが制度の基盤を脅かす重大な事態となっています。

一方、国は医療給付費削減のため、病院からの高齢者追い出しを推進してきました。そうした中、行き場を失った人たちをメディアが介護難民、老人漂流社会と呼ぶような深刻な事態が広がっています。こうした下で、利用者からサービスを取り上げる改悪や機械的な利用制限の仕組みを撤廃し、介護保険を必要な介護が保障される制度へと改革していくことが求められています。

保険料、利用料の高騰を抑えながら、介護報酬の引上げ、制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすしかありません。安心で

きる介護保険制度を目指し、国の姿勢を転換し、国負担分を直ちに引き上げることこそが抜本的方策です。こうした将来展望を持ち、自治体として独自の対応が求められます。

高い介護保険料、利用料軽減のために、一般会計からのさらなる繰入れを求め、反対の討論といたします。

○議 長 次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 未来創政会を代表いたしまして、第 94 号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定に関し、賛成の立場で討論に参加いたします。

介護保険事業に関しましては、高齢者人口と要介護認定者の増加に伴い、保険給付費の抑制をどう進めるかが重要であります。我が市が地域支援事業として行っている介護予防日常生活支援総合事業と、包括的支援事業が大変有効であると考えます。訪問型を充実させることにより財政負担を軽減させながら、さらなるサービスの充実を図っていくことを期待します。

深刻化している介護職不足への対応としては、就労希望者に対する支援の拡充がなされていきました。今後、講習などは希望者が仕事をしながらでもしっかりと受講できるよう、夜間の講習を充実させるべきであろうと考えます。特別養護老人ホームへの入居を希望される方々への対応は、介護離職を防ぎ、家庭負担の軽減に寄与するため、市内経済を守るためにも重要であります。綿密な計画に加え、スピード感をもって対応すべきです。

したがって、開設した特別養護老人ホームがスタッフ不足で入居希望者のニーズに応えられないという状況は、甚だ遺憾であります。なぜ、このような状況になったのか、しっかりと検証して、住民サービスの向上に努められるよう強く求めるものであります。

介護保険事業は市民サービスの最も重要な位置にあると考え、切れ目なく改善を検討しなくてはならない中、良好な運営だったことを評価し、賛成討論といたします。多くの皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は市民クラブを代表いたしまして、第 94 号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

介護保険制度がスタートしまして、今年で 20 年になりました。それまでの家族、家庭中心で行っていた介護が、少子高齢化、核家族化が進む中で大変難しくなったということで、社会全体で支え合う介護の社会化ということを目的に始まったわけであります。この制度は、自治体ごとに施設サービス、在宅サービスの必要量と負担を勘案しながら、3 年ごとに介護計画を立てながら進めているわけであります。このことは言うまでもありません。ご承知のとおりだと思っておりますけれども、そこで介護保険事業第 7 期計画の中間年であります令和元年

度は、第7期計画の目標に向けて事業がどう進んだか。予算執行はどうであったかであります。

先ほど、社会厚生委員長のほうからこの点につきましては、数字的な面は説明がありましたので、細かいところは省略いたしますけれども、まず、第7期計画の中間年としての事業進捗であります。予定していた介護医療院は第7期計画の中では見通しが立たなくなっているようでありますし、また、先ほどの委員長のほうからの報告もありましたけれども、建物も完成しまして昨年、増床分がスタートする予定だった特別養護老人ホームの増床10床が、今現在も稼働していないという報告もありました。現状の特別養護老人ホーム待機者はまだ多いわけで、委員会の資料では、まだ全体で390人ぐらいいるということでもありました。また、これらを含めて第7期計画のサービスの必要量として計画いたしまして、その分も含めて被保険者の負担——介護保険料を決めていることから、早い稼働要請の必要を感じたところでもあります。

一方、予算執行、決算という観点からは、令和元年度は大きな補正予算もなく、おおむね当初予算に予定をした事業が執行された中で、先ほどの賛成者がもう触れておりましたけれども、被保険者が要介護状態や要支援状態になることを予防し、社会参加しながら地域で日常生活を送ることができるよう、支援をすることを目的としている地域支援事業は、予算額を若干下回った決算にせよ、継続して行われている中で、介護予防の成果というのは一気に出る問題ではありませんが、着実な取組を確認したところでもあります。

特に、前期高齢者の自分自身の介護予防と地域貢献を兼ねました介護ボランティア制度は、登録を増やししながら実施したこと。また、筋力サポーター養成もそうですけれども、これから増えることが予想される、認知高齢者のサポート養成事業等を継続し、取り組んだこと。また、地域包括ケア会議等で他職種の連携準備が進みつつあることなど、これらは間近に迫った地域包括ケアシステムでの、支え合う地域の下地ともいえる重要な事業だと私は思っております。

また、介護保険制度開始から20年を経て、第7期の介護保険料の基準月額が6,351円と介護保険制度発足から3倍にもなっている中、国・県・市が一体となつての取組でありますけれども、低所得者保険料軽減で大幅な軽減拡大ができたことも評価するところでもあります。

さらに、来年度から介護保険事業第8期計画が始まりますが、第8期3か年の保険料基準月額の上昇をできるだけ抑えようということで、この決算で介護給付費準備基金を1億4,900万円積立て、現状で約5億円にしたことは——今年の分の積立てもまたあると思っておりますけれども、それによりますが、膨れ上がる介護保険料を抑える財源としてこれも評価をしたところでもあります。

以上のことから、介護保険事業の第7期全体の中では、まだ第7期が終わったわけではありませんので不十分な部分もありますが、令和元年度の介護保険特別会計決算認定については、審査過程での質疑、意見をきちんと受けていただき、介護保険制度20年を経過する中では、介護人材の問題とか、まだまだ施設が不足しているとかの問題もあるわけでありま

で、第8期計画を含む今後に活かしてもらうことを期待いたしまして、賛成したいと思えます。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 ここで討論の途中であります、傍聴者をお願いいたします。傍聴規則では、携帯電話等の電子通信機器は、電源を切ることになっておりますのでお願いいたします。

○議 長 討論を続行いたします。

次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第94号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第94号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第95号議案 令和元年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第95号議案 令和元年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第95号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第97号議案 令和元年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第97号議案 令和元年度南魚沼市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり

り決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 会議の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を 11 時 20 分といたします。

〔午前 11 時 01 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 20 分〕

○議 長 日程第 10、第 99 号議案 南魚沼市松井人材育成基金条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 99 号議案を説明する前に、本日、皆様のお手元に参考資料ということでお配りしてあります、イノベーション人材育成事業の概要と株式会社アルプス技研の会社概要になっておりますので、ご参考にしていただければと思います。

それでは、第 99 号議案 南魚沼市松井人材育成基金条例の制定についてご説明いたします。市長の所信表明でも申し上げましたが、本条例は松井利夫様から頂いた指定寄附金について、基金に積んだ上で、今後数年間にわたり計画的に利用させていただくため、これに係る基金条例を制定するものであります。

松井利夫様は、南魚沼市のご出身で、神奈川県に拠点をもつ株式会社アルプス技研の創業者であり、現在は最高顧問として活躍されている方です。主に人材育成や人材派遣を通して日本経済を支えてこられた方です。そのご経験から、自らのふるさとである南魚沼市において、これからの地域経済を牽引する優秀な人材を育成してほしいという思い、併せて、このたびのコロナ禍をばねとして、南魚沼市が関東圏からのリゾートオフィス、あるいは田園都市として発展する要素が多分にあるという見解から、その構想の実現に寄与したいという思い、この大きく 2 つの壮大な思いから、今回 3 億円という高額なご寄附を頂いたわけです。

当初は、人材育成から田園都市構想に向かって段階的に進めるというお話でしたので、令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）においては人材育成に係る 1 億円について計上しておりますけれども、8 月末に寄附金をご入金いただく少し前に、田園都市構想に係る分として 2 億円を合わせて、都合 3 億円のご寄附を頂くこととなったものであります。誠にありがたいことではありますが、残りの 2 億円につきましては、リゾートオフィス・田園都市構想に係る今後の利用計画、スキームを明確に定めた後、12 月議会において改めて基金条例を上程したいと考えております。

今回、基金条例において定める 1 億円については、新たに起業する方、もしくは今の事業を大きく展開したい方たちを支援するための起業家育成事業に充てることとしております。

今後3年間をめどに、明確な結果が出せるよう、庁内横断的な実施体制を構築してまいります。

それでは議案に基づきまして説明いたします。

基金の名称は、寄附者の名を冠して南魚沼市松井人材育成基金としました。第1条、設置において、前段で申し上げた基金の趣旨を規定しております。第2条、基金の額は、松井利夫氏からの指定寄附金1億円を予定しております。第3条は、基金の管理方法について、最も有利な方法で管理すること。第4条は、運用益金の処理方法について。第5条は、繰替運用する場合の条件。第6条は、基金の処分目的を定めるもので、イノベーション人材育成事業に要する資金に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができることとしております。

2ページ、最後の第7条は、市長への委任についてであります。

附則としまして、本条例は、公布の日から施行したいものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 基金条例、非常に素晴らしいことであります。今回頂いた3億円ですけれども、3年を年限として全部使い切ってしまう、そういう事業でやると。短期決戦ということはそういうことになりますけれども、そういう短期決戦の中で果たして松井さんがおっしゃっておられるような人材育成、あるいはリゾートオフィスということは可能なかどうかということになると、すごく疑問が残るのです。それについてのアドバイス、松井さん方面からのこうしたらどうだという、実際の事業についてのアドバイス、そういったものは今、出ているのかどうかお聞かせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この3年というものにつきましては、人材育成のほうの1億円であります。また、田園都市構想の2億円につきましては、新しいスキームで年数等も提示したいと思っております。

3年で成果が出せるかどうかということでもありますけれども、松井様のほかの部分におきましても、十勝で行っている十勝人チャレンジ支援事業というのがあります。3年でかなりの成果を上げているという実績がありますので、そういうノウハウをもとに決まった年数の中で、私たちが庁内横断的な部分で捉えながら、結果を残したいとは考えております。非常に細かい指示もいただいているということも、併せて報告いたします。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私も同じことを聞こうとしたのですけれども、1億円について3年をめどということ。そして今、それなりの指示と申しますか、私案ですか、あるということですが、その辺をもう少し語っていただかなければならないのではないかと私は思います。もう少し詳しくそこを知りたいと思います。

それと、確実に有利な方法で保管ということと、そのまた収益についてという形。当初、私が考えたのは、いかに原資を保ちながら収益のある方法でということになると、どういうところがあるのかと考えたのですが、3年間で使い切るという、すごい構想だと思って、それで、1点に絞ってどういうふうに使おうとしているのかというのが見えません。そこをもう少し詳しくしていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 今ほどの、使い切るという言葉にあまり固執してもらいたくありません。いろいろなお話をしています。そして、今、岡村さんが言われることは、我々だってどうやったらいいのだと思いながらやっているわけですから、そこまで全部結論を急がれても我々も答えようがない。本当に最近なのです。なので、その辺のところ、議場の公の場でこういうことをやります、絶対こうなりますと言えませんので、それ以上の質問は控えてもらいたいと思います。

そういうことも含めて、3年で人づくりができるかということもあるわけですから。しかし、これは大変なすばらしい浄財を使った基金でありますので、松井さん本人と私もしゃべっていますが、決してそういうことでせいてばかりいる問題ではありません。しかし、3年ぐらいの中でやはりちゃんと道筋を立てようということは、当然、ご本人も思っていてくださりますし、我々ものんびんとずっと将来に向かってやっていけばいいと、そういう考えではありませんので、その辺のところをご理解してもらいたいと思います。まだ本当に全部詰め切ってスタートするということではないということを、お願いしたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 基金の運用ということであります。基金条例におきましては、最も有利な方法で管理することというのが必ず明記されております。ただ、今の時代にこれを管理して、その率等で運用益が出るかというところ、そういう時代ではございませんので、そういう記載だというふうな認識でいただければと思います。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そこまで聞くなというのであるならば、3年で使い切るという話をしなければいいのかな、と私は思いましたので、どういった考え方があるのかということが、基金ですから、知りたいと思ったのです。

そしてもう一つは、有利な条件という、どういう方法があるかということになれば、一番もうかっているというか、こういった寄附をしてもらえる会社であれば、寄附者の会社の配当等を予定するという方法もあるかと思って、考えたりしたものですから、要するに原資はなるべく継続させて保有するという考えなのかと思いました。

それで、もう一つ付け加えるならば、それを原資とした事業に一般財源をつぎ込みながらやるような形なのか。その内容が分からないから、どんどんそれを保持するために事業とし

て一般会計からも継ぎ足していくのかという辺りが、あるのかないのか。私がちょっと心配なもので聞いたわけでありますが、答えられる範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 全て部長がここで答えられるわけではないのです、なかなか。私のほうから言わせてもらいます。しかし、ここで言ったことが全部そのとおりになるかどうか分からないので、こういう質疑の中で言えるかどうかということですから。今ほど岡村議員が言ったようなことは、十分考えていかなければならないのではないのでしょうか。これを原資に、我々も様々な人づくりをしなければいけないということは、我々だってこの寄附がなくても取り組まなければいけない内容ではないのでしょうか。

ならば、我々もいろいろな努力をして、では、国や県の支援するものがあれば、それらも含めて併せ持ってやっていくとか、我々も厳しい財政ながら将来にわたる人材を作らなければならない。その1点は同じではないですか。なので、そういうことに向かって、これから皆さんとも議論をして、これを原資に様々なことにチャレンジしていこうという方向で、みんなで議論されなければ、何のために我々がここにいるのだということにもなるかもしれない。

だから、その辺のところはここで細かく、ではそれをどのぐらい予定をするとか、そういうことまでは言えないということ、私はさっきから言っているつもりです。ここで言ってもそれが絶対だという言葉にならないようにお聞きもいただきたいのですけれども、みんなで知恵を出して取り組んでいくことにしませんか、という思いでやらせてもらいますので、よろしくお願いしますと思います。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 本当にいい事業だと思います。ただ、やはり私が心配しているのは、結果を出すために大盤振る舞いとか、突っ走り過ぎないかという点。そのところは事業を選定するに当たって慎重にして、せっかく頂いた貴重なお金を慎重に使わなければいけない点はあるわけですから。3年という期限にとられない点も重要ですし、対象者がなかったらそれはそれでしょうがないと思うのも一つだし、もっと頑張っているいろいろなアイデアを出してくれとおおるのも大事だし。

ただ、CCRCを出して申し訳ないのですけれども、CCRCのように結果を出すために、急ぎ過ぎて実がついてこないというふうにはならないでほしいと思うのです。先ほど市長や部長のいろいろな話を聞いて、何となくは分かっているのですけれども、その心構え。絵に描いた餅とか、急ぎ過ぎて失敗しないようにという点、どういうふうにして防止するのかという点を、私は聞いてみたいです。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 牧野議員のおっしゃるとおり、急ぎ過ぎないとか、慎重とか、高額なご寄附でありますので、当然、そういうところは細心の注意を払っております。こういう人がいないかという心配もされているようでありますが、今現在、産業振興部で行って

いる、売り場を取りに行く企画講座等で、非常に商品を作って起業されている方、ただ、そこにはやはり経営のノウハウを持っていないという方たちが多くいらっしゃいます。

私たちがやっている事業に対して、今回、ご寄附を頂いたということによって原資があるわけですので、該当者がいないということはないと思いますし、これに対しましては手を挙げた方が審査を受けてここに該当されるかどうかというものもあります。そこら辺も、先ほど話をした十勝人チャレンジ支援事業という部分で、私もいろいろ見聞きする中で、非常にそこら辺が、厳しい審査を受けた中でやっている方たちが成功しているという事例もあります。そこら辺を参考にしながら慎重に取り組むということはお約束したいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 99 号議案 南魚沼市松井人材育成基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 99 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 100 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 100 号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

まず、概要についてであります。今回の改正は平成 30 年及び令和 2 年の地方税法の一部改正のうち、令和 2 年 10 月 1 日から施行される市たばこ税の改正部分について、条例の関係部分を改正するものです。

平成 30 年の税制改正により、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法が見直されました。激変緩和措置として、5 年間で段階的に引き上げることとなり、令和 2 年 10 月 1 日が第 3 回目となります。また、たばこ税の税率が、1,000 本につき 5,692 円から 6,122 円に引き上げになります。

令和 2 年の改正については、紙巻きたばこに類似したリトルシガーのような軽量な葉巻たばこについて、現在、製品重量 1 グラムを紙巻きたばこ 1 本に換算して課税されていましたが、今回、軽量な葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ 1 本を紙巻きたばこ 1 本に換

算する方法に改正するものです。これについても、激変緩和を図るため令和3年9月30日までの1年間については、0.7グラム未満の葉巻たばこを、0.7本の紙巻きたばことみなして課税する経過措置を講ずることとしています。

それでは、議案について新旧対照表でご説明申し上げます。4ページをご覧ください。第83条第2項は、ただし書に「1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する」という条項を加えます。

続く第3項は、平成30年10月1日に施行された加熱式たばこの課税標準について、新旧対照表では省略されております第1号に定める「加熱式たばこの重量1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する」という、改正後の課税標準の割合を0.4から0.6に増やし、同じくここで省略をされております第2号に定める「加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する」という、改正前の課税標準の割合を0.6から0.4に下げる改正です。5回目となる令和4年10月1日に完全移行することとなります。

続きまして同項の第3号は、引用する法律の改正による号ずれの修正になります。

引き続き、5ページの第4項は、第2項に定める、重量を本数に換算する際の計算方法については、今回新たに加えた「同項ただし書に規定する軽量の葉巻たばこを除く」という文言の追加です。

一番下の第84条は、たばこの税率を1,000本につき5,692円から6,122円に引き上げるものです。

1ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則です。第1条は、施行期日で、令和2年10月1日からの施行としたいもの。第2条は、経過措置の規定となっております。第3条の規定は、このページから3ページにわたって続いておりますが、内容としては、この切替の基準日となる10月1日をまたいだ売渡し等の取引がなされた場合の税の取扱いについて、細かく定めているものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 100 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 100 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 101 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 101 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、概要についてであります。昨年、令和元年 5 月 31 日付で、行政のデジタル化推進の施策等を盛り込んだ、いわゆるデジタル手続法が公布されました。正式名称は長い法律で「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」というものであります。

このデジタル手続法によりまして、いわゆるマイナンバー法、これも正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正が行われまして、施行日については、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日、と規定されました。

改正概要につきましては、マイナンバーカードへの移行促進として、通知カードの廃止。この通知カードとは、最初に郵送されました緑色の紙のカードのことですが、これの廃止。通知カードの記載事項変更等の手続廃止、施行日時点で交付されている通知カードの経過措置を内容とするものですが、通知カードの再交付事務について経過措置が設けられるのか、その時点では示されておりませんでした。そのため、関係する市条例の改正につきましては、政令の公布を待つこととなりました。

令和 2 年 5 月 7 日付で公布された政令では、施行日を令和 2 年 5 月 25 日とし、また、通知カードの再交付事務についての経過措置は設けられませんでした。このため、通知カードは同日で廃止となりましたので、それにより再交付の実務も政令の施行日以降は行っておりません。

上程いたしました南魚沼市手数料徴収条例の一部改正につきましては、通知カードの廃止に伴い、通知カード再交付手数料を削るものであります。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。3 ページをご覧ください。別表第 1 「12 通知カードの再交付」の項を削ります。「12-2 個人番号カードの再交付」につきましては、項番号を 12 項とし、その右の手数料を徴収する事項及び区分の欄については、前項を削ることに伴って法令番号の記入を行うものであります。

1 ページに戻っていただき、改正条例の附則であります。この改正条例は、公布の日から施行とします。政令の施行日は、令和 2 年 5 月 25 日からであり、同日からは通知カードの再

交付事務を行っておらず、実質、遡及適用する必要性がありませんので、公布の日からの施行といたします。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 101 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 102 号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、第 102 号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、従来より進めてまいりました農業集落排水処理施設の流域下水道への統合事業につきまして、このたび、五十沢地区におきまして接続関連工事が完了し、9月30日をめどに流域下水道への切替えを予定していることから、条例第2条第2項に規定している農業集落排水処理施設のうち、当該対象処理施設を削除したいものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第2条関係、別表第1に規定されている処理施設のうち、今回、流域下水道へ切替えを予定している、表の2行目、宮地区農業集落排水処理施設、4行目、五十沢西部地区農業集落排水処理施設、及び5行目の五十沢東部地区農業集落排水処理施設について、それぞれの項を削除するものであります。

1 ページに戻っていただいて、附則として令和2年10月1日から施行したいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 使わなくなった建物は、今後どういう形で利用なり処分なり、あるいは財

産なりがどういう扱いになるのか、そこをお聞きします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 使わなくなった農業集落排水処理施設でございますけれども、今、3地区、不用になった処理場がございます。市のウェブサイト、それから市報等でご利用いただく方があるかどうか、今、募集をしているところでございます。五十沢地区につきましても同じような方法で公募をいたしまして、利用者を募集したい。また、市で使えるものであれば、また市でも使っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 要らなくなったということは、下水道の財産からなくなるのではなくて、それを借りる人がいれば借りて収益を求めるとか、そういった考え方でいいのか、もう一度お聞きします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 今のところは有効活用をして利用したいという考えでございますけれども、これがもう全く利用できない、公募しても誰も応募しない、市としても使えないということになれば、もうこれは下水道の資産から落とすと。減損なり除却をすると、それしかないかと今のところは考えてございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第102号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第102号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第103号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長 第103号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

消防団員の定員につきましては、令和元年度に 2,300 人から 2,230 人に改正しましたが、人口の減少が進んでいることもあり、令和 2 年度においても退団数が入団数より多く、令和 2 年 8 月末現在、消防団員数は 2,158 人となり、定員と 72 人の差が生じております。

消防団員の確保につきましては、地域の消防団員が毎年勧誘を行っておりますが、年度途中で新規消防団員の加入が見込めないこと、また消防団員の退職報償金及び公務災害の負担金は、定員数で計算されるため、実員との差が大きいと必要のない支出が増大します。このことから現状の実員に合った内容で条例を改正したいものでございます。

議案 3 ページの新旧対照表でご説明申し上げます。第 2 条の定員に関する事項ですが、定員数 2,230 人を 60 人減じて 2,170 人に改正するものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則の施行期日は、退職報償金の計算の基準日となる令和 2 年 10 月 1 日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 第 103 号議案でありますけれども、私は消防団員が少なくなるというのは本当に残念な思いです。退団者が非常に多く、入団者が入らない。退団者が多くなるというのは、やはり年齢的に退団されるのか、それともどのような内容で退団していくのか。また、どうして 60 人というこれだけの数字の団員の数を減らしたのか。その点についてお聞かせください。

○議 長 消防長。

○消 防 長 消防団員の退団の理由でございますが、やはりある程度、年数がたつと、退団される方が多いようであります。あと、仕事の関係で、やはり退団される方もいらっしゃいます。具体的な退団の理由というのは、細かくは調査をしておりますけれども、多くの方が 40 歳以降になると、年齢とともに退団されるケースが非常に多いようでございます。

それから、消防団員の退職報償金というか、それがあつた程度まとまつたお金が出るのが、入団から 10 年たつた頃でございます。それをめどに、結構辞められる方も見受けられます。

退団者が発生する数の予測でございますけれども、年度途中で、我々消防団事務を担当する部署で把握することは、なかなか困難でございます。毎年 3 月頃に新入団員の申込書といひますか、それを見た中で判断するという状況でございます。早めにそれが分かれば、また何らかの対策も取れるのですけれども、勧誘の結果、提出された加入の書類ですか、それに基づいて状態を判断しているという状況でございます。

以上です。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 確かに消防長の言うのも分かります。だけれども、退団する方に少しでも頑張つていただきたいという、そういう努力も必要だと思つたのです。ただ、分かりました、という感じでは——そういう努力はしているとは思つたけれども、それにしても 60 人とい

う数字は、これだけ減らさなければ駄目だというような数字がどこから出るのか。それをもう少しお願いします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 消防団員の定数は、70人から80人ぐらい、定数と実員で差が出たときに、今まで改正をしまっていました。実数が一体、何人いるかというのを見た中で、消防団の組織体制というのをいろいろ変えていかなければいけないという認識のもとに、1つの基準としてやっております。

このたびは、正式には70人ほどの差ですが、年度途中にもしかして加入する方もいるかもしれないということで少し余裕を持って60人という数に設定させていただいております。

消防団については、できる限り長く勤めていただくのが今の時代には合っているのかと思うのですが、個々の事情によりなかなかそれもかなわない状況でございます。ただ、南魚沼市内では50歳以上の消防団の普通の団員、幹部ではない方も非常にたくさんおられまして、調べてみたら29人ほど50代、中には60代という方もお1人いらっしゃいました。そういった地域の郷土を守るという精神の下に頑張っている方もいらっしゃいますので、その気持ちをできるだけ多くの方に持ってもらった中で、消防団活動をしていただくように、消防本部のほうでもまた声かけをしまいたいと思います。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 団員の加入が見込めないで現状に合わせたということですが、これもまたいろいろな数字が出ると、いろいろなところで支障があると思うのでこれは仕方がないのですけれども。ただ心配なのは、これから先も、多分、仕事の関係とかで辞められる方が多くなるという中では、消防団に一切切切みんな頼るというわけではないのですけれども、なかなか現状の消防団の維持とか活動がだんだん縮小されていくわけです。

そういう中では、いつだったか、多分、この議場でも出たのですけれども、いろいろ消防団がやっている業務を分散するような形で、今回であれば夏場の熱中症の関係で、ありがたいことに放送をアナウンスしながら回っていただきました。そういうのは退団された方を活用しながらするとか、例えばそういう区分では機能別消防団という話が、多分この議場の中でかつて出たのです。それは賛否両論ありますけれども、そういうものの取組の方向性みたいなのはあるのか。そこだけお聞きしたい。

○議 長 消防長。

○消 防 長 消防団の負担軽減という問題でございますが、昔と同じような消防団活動が現在も続けられているところでもあります。そうした中で、やはり演習とかという部分ではかなり、無駄ではないのですけれども、改革をしていかなければならない部分が多いのではないかとということで、これは消防団本部会議というのが定期的開催されていますが、その席に消防団幹部のほうに提案してあります。

今年度、消防団幹部のほうで在り方の検討、それから演習を含めた団員の負担軽減につい

て検討していこうという動きが、今、出ておまして、それがまとまり次第、また来年度から今度は実施に向けて改革が始まるものと思われまます。

それから、機能別消防団の問題ですけれども、新潟県内には 30 の消防団組織があります。そのうちの 11 の消防団で、機能別消防団というのが存在しております。一番多いのが長岡市消防団で、160 人超の機能別消防団員がおります。これは主に大学生等の人材を活用した、そういった消防団組織であります。ほかは退団した消防団員とか、消防職員の O B を活用した機能別消防団ということで、小千谷市、それから糸魚川市ですか、五、六十人のそういった団員がいるようであります。

かねてからお話し申し上げておりますが、南魚沼市は団員が県下でも 4 番目に多い組織でありまして、まだまだ減少していると言いつながらも、火災や捜索活動、それから自然災害に対するときの住民避難にかける団員の数というのは、非常にまだ多いものと認識しております。

今後また 2,000 人を切ったり、将来的に 1,800 人、1,500 人と落ちていった段階では、やはり他の市と同様に退職した消防職団員を活用した機能別消防団の導入を検討していかなければならないと認識しております。現在ではまだ人員的な余裕があるもので、そこまでいなくても大丈夫かと。ただ、消防団員数というのを常に把握した中で、現状に合った体制づくりというものを考えていかなければならないと、そういうふうに考えております。

以上です。

〔「終わります。」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 103 号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 103 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。再開を 1 時 20 分といたします。

〔午後 0 時 02 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 19 分〕

○議 長 日程第 15、第 104 号議案 南魚沼都市計画事業樋渡地区土地区画整理事業施行に関する条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 104 号議案 南魚沼都市計画事業樋渡地区土地区画整理事業施行に関する条例の廃止についての提案理由をご説明申し上げます。

昭和 60 年度から塩沢地内及び片田地内、行政区としましては六分區地内でございますが、ここで行われました樋渡地区土地区画整理事業につきましては、平成 16 年度に最後の関係者の所有権移転登記の受付をもちまして事業完了となっております。

本来であれば、事業完了により条例を廃止するところですが、合併による業務多忙などによりまして事務が滞りまして、適切な引継ぎが行われず廃止の処理を失念し、そのまま条例が南魚沼市条例として施行されたままとなっております。今後はこのようなことがないよう、細心の注意を払ってまいります。

なお、登記簿等の関係書類も確認し、事業の完了が確認できておりますので、条例を廃止するものです。

附則としまして、施行は公布の日からとしたいものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 104 号議案 南魚沼都市計画事業樋渡地区土地区画整理事業施行に関する条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 104 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 105 号議案 南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協議についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 105 号議案 南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協議について提案理由をご説明申し上げます。

南魚沼市と湯沢町におけます公の施設の相互利用に関する協定についてであります。施設の廃止あるいは追加、名称の変更があったために、協定書の変更を行いたいものでございます。地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の 5 ページをお開きください。新旧対照表の中ほどから別表（第 2 条関係）相互利用対象施設の表であります。まず、右側、現行の規定の中でありますけれども、下から 3 段目、塩沢セミナーハウスがございまして、これが廃止でありまして、この項を削ります。

めくっていただきまして 6 ページ、左側の改正後の規定の中で上から 3 段目、旧五日町小学校体育館が新たに追加になります。

その 5 段下であります、農村環境改善センターは、名称の変更であります。南魚沼市という文言を、それぞれの施設、上田農村環境改善センター及び中之島農村環境改善センターの頭につけるということにしたものであります。

それからちょっと下がっていただいて、右側の現行の規定の中の下から 6 段目、南魚沼市勤労青少年ホームが廃止によりまして、項を削ることになります。

以上が改正点でございます。

戻っていただきまして、議案書の 3 ページから 4 ページ、これが湯沢町との協定の一部変更の協定書の案でございます。4 ページの下の方、協定締結日の日付が空欄になっております。今議決を頂いた後、令和 2 年 10 月 1 日付で変更協定を締結したいと考えているところでございます。

以上で、提案理由の説明を終了します。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 105 号議案 南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協議については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 105 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 106 号議案 財産の無償譲渡についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 106 号議案 財産の無償譲渡について、提案理由の説明を申し上げます。

平成 17 年度において、総務省の情報通信格差是正事業で整備をしました、東テレビジョン共同受信施設、これは大和地域の山崎・大桑原地区でございます。これにつきまして、補助事業の処分制限期間 10 年が経過をしたことから、当該共同受信施設を地元の共同受信組合に無償譲渡するものでございます。

この施設につきましては、平成 16 年当時の補助金交付要綱におきましては、市町村が事業主体となることが条件でございました。したがって、旧大和町が補助金申請をしまして、合併後になりますが、南魚沼市がこれを施工したものでございます。

平成 19 年度から地上デジタル化対応後になりまして、この要綱が改正をされました。組合によります申請、施工が、今度は可能になったわけでありまして。現在、市内には、33 の共同受信組合がございまして、いずれも改正後の補助金交付要綱に基づくものでありまして、市町村の施工、所有に係るものは、この東地区のみとなっております。

他の共同受信組合との均衡を図るため、このたび無償譲渡とし、維持管理についても、今までもそうでありましたけれども、組合において行っていただくという形になります。

なお、所有権移転に関する経費が若干かかります。50 万円ほどの見積もりでありますけれども、これは市が負担をするということで考えております。

以上で、提案理由の説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 106 号議案 財産の無償譲渡については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 106 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 107 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字野田財産区)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 107 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、財産区管理委員の選任につきまして、財産区管理会条例第 3 条の規定によりまして、議会の同意をお願いするものであります。

大字野田財産区におきまして、長らく管理委員をお勤めいただいております富所孝吉さんが、本年 4 月にお亡くなりになりました。これに伴いまして、同財産区から新たな委員の選出の報告がなされ、議案書に記載いたしました山田孝始さんを選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

任期につきましては、地方自治法第 296 条の 2 の規定によりまして、議決の日から 4 年間となりますので、よろしくご審議をいただきまして、ご同意をいただきますようお願いをするところでございます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 107 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字野田財産区)、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 107 号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第 19、発議第 2 号 30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

10 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発議第 2 号 30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出について説明をいたします。

先ほど審議を行いました請願第1号が、全会一致によって採択されたことを受けて、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官に対し、意見書の提出をするものであります。

新型コロナウイルス感染症対策として、3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けております。

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。

国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが不可欠であります。

よって、国会及び政府に下記の措置を講じられるよう強く要請いたします。

1、計画的な教職員定数改善を推進し、学級規模を30人以下とすること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。詳しい内容につきましては、お手元にある内容のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第20、発議第3号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発議第3号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立

高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について説明をいたします。

こちら先ほど審議を行いました陳情第2号が、全会一致によって採択されたことを受けて、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、新潟県知事に対し、意見書を提出するものであります。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしております。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限39万6,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現いたしました。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されています。また、年収590万円を超える世帯では、就学支援金が11万8,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増えます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が県民生活を脅かす中、私立高校の保護者への学費負担が重くのしかかり、家計を圧迫しています。子供たちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれます。

そこで、政府並びに国会に下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望するものであります。

1、私立高校生への就学支援金制度を施設設備費も対象にすること。年収590万円を超える世帯への支援金を増額するなど、制度の拡充を行うこと。2、私立高校入学金への新たな助成措置を講ずること。3、私立高校への経常経費に対する助成を増額すること、であります。詳しい内容につきましては、お手元にある内容のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第3号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出につい

ては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第21、発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、提出者として説明申し上げます。

本意見書は、全国市議会議長会より届けられたものであります。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。本年は大幅なGDPの落ち込みが現実視されるなど、国経済そして地方経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっています。

地方自治体では医療介護、子育て、地域防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、お手元に配付の、1から5の事項を確実に実現されるよう強く要望し、この意見書を提出するものであります。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、発議第 5 号 防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 発議第 5 号 防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出について、提出者として説明申し上げます。

気候変動の影響により、数十年に一度、想定外と言われる大規模な自然災害が懸念されています。激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命財産を守り、安全・安心を確保するためには、防災・減災対策の強化は不可欠であります。河川改修や土砂災害対策などの公共投資が強く望まれています。

また、全域が豪雪地帯に指定されている新潟県において、冬期における安全・安心な道路交通を確保するための道路整備や除雪等に加え、急速に劣化が進むインフラ施設の老朽化対策の充実が強く求められています。

よって、国会並びに政府におかれては、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための防災・減災対策や、インフラ施設の老朽化対策を重点的かつ継続的に実施できるよう、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策の終了後も引き続き必要な予算を確保するとともに、地方財政措置の拡充などによるさらなる負担軽減を図るなど、防災・減災、国土強靱化対策の充実・強化を推進するよう強く要望するものであります。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 5 号 防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 5 号は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。南魚沼市議会会議規則第 166 条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定しました。

○議 長 日程第 24、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、総務文教委員長及び産業建設委員長より所管事務について、それぞれ南魚沼市議会会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和 2 年 9 月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦勞さまでした。

〔午後 1 時 49 分〕